



7月10日(日)は参議院議員通常選挙

投票 午前7時から午後8時まで 開票 午後8時45分から
文化センター・大ホール

棄権せずに投票しましょう

参議院議員の任期満了(7月25日)に伴う「参議院議員通常選挙」が6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に選挙が行われます。今回の選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙が行われます。当日は、午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な1票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人は

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- 1 日本国民
- 2 平成28年3月21日以前に

八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

3 平成10年7月11日以前に生まれた人

市内転居の場合には注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

票所が変わります。

▼今年6月10日までに届け出をした場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

▼今年6月11日以降に届け出をした場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、選挙管理委員会選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

3月22日以降に転入された人は前住所地で投票

平成28年3月22日以降に八幡市へ転入届を出された人は、八幡市では投票できませんが、前住所地で投票できます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります(比例区の場合は全国同一です)。

今回の選挙から

18歳以上の人が投票できます

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、満18歳以上の人が投票できるようになりました。



不在者投票の手続きをして投票することができませんが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要がありませんので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-1111(代)

第24回参議院議員通常選挙 7月10日(日)

投票 午前7時から午後8時まで 開票 午後8時45分から 文化センター・大ホール

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



笑顔在完成させるのは
あなたの一票!!



選挙公報を 配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(7月8日(金))までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になっても届かない場合は、選挙管理委員会へ問い合わせください。



投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。
市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。
投票所では時間短縮のため、投票所入場券のバーコードを読み込みパソコンで受け付けをします。投票所入場券は折り曲げずにご持参ください。
▼投票所入場券が6月29日(水)になっても届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。
★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

山越八幡局 郵便はがき
選挙事務
参議院議員通常選挙投票所入場券
投票日時 平成 年 月 日
投票所 午前 時 ~ 午後 時
投票区 頁 番号
氏名 性別
区 分

期日前投票宣言書
私は、第24回参議院議員通常選挙の自由、下記の事由に該当する者である。私は、選挙権を行使する権利を行使する。私は、選挙権を行使する権利を行使する。
1. 日本国籍を有する者
2. 選挙権年齢に達している者
3. 選挙権を行使する権利を行使する者
4. 選挙権を行使する権利を行使する者
5. 選挙権を行使する権利を行使する者
6. 選挙権を行使する権利を行使する者
7. 選挙権を行使する権利を行使する者
8. 選挙権を行使する権利を行使する者
9. 選挙権を行使する権利を行使する者
10. 選挙権を行使する権利を行使する者
11. 選挙権を行使する権利を行使する者
12. 選挙権を行使する権利を行使する者
13. 選挙権を行使する権利を行使する者
14. 選挙権を行使する権利を行使する者
15. 選挙権を行使する権利を行使する者
16. 選挙権を行使する権利を行使する者
17. 選挙権を行使する権利を行使する者
18. 選挙権を行使する権利を行使する者
19. 選挙権を行使する権利を行使する者
20. 選挙権を行使する権利を行使する者
21. 選挙権を行使する権利を行使する者
22. 選挙権を行使する権利を行使する者
23. 選挙権を行使する権利を行使する者
24. 選挙権を行使する権利を行使する者
25. 選挙権を行使する権利を行使する者
26. 選挙権を行使する権利を行使する者
27. 選挙権を行使する権利を行使する者
28. 選挙権を行使する権利を行使する者
29. 選挙権を行使する権利を行使する者
30. 選挙権を行使する権利を行使する者
31. 選挙権を行使する権利を行使する者
32. 選挙権を行使する権利を行使する者
33. 選挙権を行使する権利を行使する者
34. 選挙権を行使する権利を行使する者
35. 選挙権を行使する権利を行使する者
36. 選挙権を行使する権利を行使する者
37. 選挙権を行使する権利を行使する者
38. 選挙権を行使する権利を行使する者
39. 選挙権を行使する権利を行使する者
40. 選挙権を行使する権利を行使する者
41. 選挙権を行使する権利を行使する者
42. 選挙権を行使する権利を行使する者
43. 選挙権を行使する権利を行使する者
44. 選挙権を行使する権利を行使する者
45. 選挙権を行使する権利を行使する者
46. 選挙権を行使する権利を行使する者
47. 選挙権を行使する権利を行使する者
48. 選挙権を行使する権利を行使する者
49. 選挙権を行使する権利を行使する者
50. 選挙権を行使する権利を行使する者
51. 選挙権を行使する権利を行使する者
52. 選挙権を行使する権利を行使する者
53. 選挙権を行使する権利を行使する者
54. 選挙権を行使する権利を行使する者
55. 選挙権を行使する権利を行使する者
56. 選挙権を行使する権利を行使する者
57. 選挙権を行使する権利を行使する者
58. 選挙権を行使する権利を行使する者
59. 選挙権を行使する権利を行使する者
60. 選挙権を行使する権利を行使する者
61. 選挙権を行使する権利を行使する者
62. 選挙権を行使する権利を行使する者
63. 選挙権を行使する権利を行使する者
64. 選挙権を行使する権利を行使する者
65. 選挙権を行使する権利を行使する者
66. 選挙権を行使する権利を行使する者
67. 選挙権を行使する権利を行使する者
68. 選挙権を行使する権利を行使する者
69. 選挙権を行使する権利を行使する者
70. 選挙権を行使する権利を行使する者
71. 選挙権を行使する権利を行使する者
72. 選挙権を行使する権利を行使する者
73. 選挙権を行使する権利を行使する者
74. 選挙権を行使する権利を行使する者
75. 選挙権を行使する権利を行使する者
76. 選挙権を行使する権利を行使する者
77. 選挙権を行使する権利を行使する者
78. 選挙権を行使する権利を行使する者
79. 選挙権を行使する権利を行使する者
80. 選挙権を行使する権利を行使する者
81. 選挙権を行使する権利を行使する者
82. 選挙権を行使する権利を行使する者
83. 選挙権を行使する権利を行使する者
84. 選挙権を行使する権利を行使する者
85. 選挙権を行使する権利を行使する者
86. 選挙権を行使する権利を行使する者
87. 選挙権を行使する権利を行使する者
88. 選挙権を行使する権利を行使する者
89. 選挙権を行使する権利を行使する者
90. 選挙権を行使する権利を行使する者
91. 選挙権を行使する権利を行使する者
92. 選挙権を行使する権利を行使する者
93. 選挙権を行使する権利を行使する者
94. 選挙権を行使する権利を行使する者
95. 選挙権を行使する権利を行使する者
96. 選挙権を行使する権利を行使する者
97. 選挙権を行使する権利を行使する者
98. 選挙権を行使する権利を行使する者
99. 選挙権を行使する権利を行使する者
100. 選挙権を行使する権利を行使する者



期日前投票は 文化センター1階 展示室で

※場所を変更しています

期間・場所 6月23日(木)～7月9日(土)
午前8時30分～午後8時
文化センター1階展示室

期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。投票当日に、次の1,2の理由で投票できない人は利用してください。土曜日・日曜日も受け付けします。投票所入場券を持参ください(なくても投票可)。
1 当日仕事等がある人(仕事場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します)
2 当日レジャーや買い物など私用で投票区域外へ出かける

旅行の前に
期日前投票を忘れずに
すませましょう!



※病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会での不在者投票は今までもありです。

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接

お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

郵便による投票手続き

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

★障がいの要件 ※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
①両下肢・体幹	1級・2級(特別項症～第2項症)
②移動機能	1級・2級
③心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級(特別項症～第3項症)
④肝臓・免疫	1級～3級

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①～④の障がいと同程度と認めた場合

郵便により投票ができる人

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

★障がいの要件 ※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
①両下肢・体幹	1級・2級(特別項症～第2項症)
②移動機能	1級・2級
③心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級(特別項症～第3項症)
④肝臓・免疫	1級～3級

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①～④の障がいと同程度と認めた場合

海外に長期滞在される人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

投票はこのように

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。※一部、取り扱いが異なる投票所があります。

最初に選挙区の投票用紙(黄色)をお渡します

候補者の氏名を書いてください

「選挙区」と表示している投票箱へ入れてください

次に比例代表の投票用紙(白色)をお渡します

候補者名や政党名などを書いてください

「比例代表」と表示している投票箱へ入れてください

投票箱

投票用紙(黄色)

投票用紙(白色)

投票箱

投票箱

